

平成29年度第2回山梨県環境保全審議会鳥獣部会 会議録

- 1 日時 平成30年2月2日(金)午後1時30分～午後3時00分
- 2 場所 防災新館4階404会議室
- 3 出席者
委員(敬称略)山本紘治、青木 進、小林裕二、佐野和広、杉本光男、
相馬保政、藤巻光美、湯本光子、横内幸枝
委員10名中9名出席により、規定の定足数を充足
事務局 みどり自然課長 村山 力、総括課長補佐 中澤一郎
課長補佐 小野富夫、主査 小野一峰、主任 山寺 勲
- 4 傍聴人の数 1人
- 5 次第
 - 1 開会
 - 2 みどり自然課長あいさつ
 - 3 部会長あいさつ
 - 4 議事
 - 5 その他
 - 6 閉会
- 6 議題 オオタカの希少動物種からの除外に係る第12次鳥獣保護管理
事業計画の変更について

7 議事の概要

1 開 会	
司会	ただいまから、山梨県環境保全審議会鳥獣部会を開催いたします。
2 みどり自然課長あいさつ	
みどり自然課長	みどり自然課長あいさつ
3 部会長あいさつ	
部会長	鳥獣部会部会長あいさつ
4 議事	
司会	委員10名のうち、9名がご出席頂いております。 山梨県環境保全審議会運営規定第3条第2項により、委員の過半数が出席しておりますので、部会の会議は成立しております。
議長（部会長）	それでは議事に入らせていただきます。 部会の議長は、山梨県環境保全審議会運営規程第3条第1項の規程によりまして、部会長がこれにあたることとなっております。 それでは部会長、よろしくお願いいたします。
事務局	それでは、規程により議長を務めさせていただきます。 議事の進行に御協力くださいますようお願いいたします。 では、議事に入りたいと思います。
	議題（1）オオタカの希少動物種からの除外に係る第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について事務局から説明をお願いいたします。
	それでは、ご説明させていただきます。 （案件説明） （審議資料）について説明。

議長（部会長）	<p>それでは審議に入ります。 当該案件につきまして、意見、質問等がございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>オオタカについて、県の事務に位置づけられ、保護の観点からその捕獲、販売等が限定されるということだが、オオタカの死体を拾得した場合、どのように取り扱われるのか。</p>
県事務局	<p>希少種に該当するもの及びクマについては、種の保存法及び鳥獣保護管理法で明確に位置づけがあるのですが、オオタカ等狩猟鳥獣以外の野生鳥獣の死体の扱いについては即答できません。後日回答させていただきます。</p>
委員	<p>了解</p>
委員	<p>今回の審議に直接関係せず参考意見だが、希少種の指定に係る調査方法について、欧米ではきちんと個体数を調査した上、希少種の指定について検討している。今回のオオタカの指定に係る環境省の調査においては、一部の地域の調査を基に検討しており、調査方法についてアメリカ等と比べると30年は遅れている。</p>
議長（部会長）	<p>それでは、このあたりで意見を集約したいと思います。 原案のとおり承認したいと思います。いかがでしょうか。</p>
	<p>=（異議なし）=====</p>
議長（部会長）	<p>それでは、オオタカの希少動物種からの除外に係る第12次鳥獣保護管理事業計画の変更につきまして、委員の皆様のご承認をいただきましたので、審議の結果を3月に開催される環境保全審議会に報告させていただきます。 これで、本日予定していました審議案件は終了いたしました。 これで議事を終了させていただきます。御協力ありがとうございました。</p>

5 その他

司会

山本部会長様、議長ありがとうございました。
続きまして、事務局から、報告事項がございます。
猟区（放鳥獣猟区）の狩猟の停止について
事務局から説明をいたします。

事務局

それでは、ご説明させていただきます。
（報告事項説明）
（報告資料）について説明。

司会

当該報告につきまして、意見、質問等ございましたらお
願いいいたします。

委員

20年前頃は、鳥撃ちが盛んで、通常の可猟区域にはキジ、
ヤマドリなどは滅多におらず、この猟区、放鳥獣猟区に行っ
たもの。

現在は、シカ等の大物猟がほとんどで、鳥撃ちをする人が
少なく、従前のように運営できなくなっているのは理解でき
る。休止等はやむをえないのではないか。

事務局

（配布資料）について説明

6 閉会

司会

以上をもちまして、本日の鳥獣部会を閉会いたします。
本日は、お忙しい中、どうもありがとうございました。